

Fujiアカデミー介護職員初任者研修 学則

(開講目的)

第1条 介護現場にやりがいの持てる人材を育成し、一人でも多くの方に介護の現場を志していただくことを目的とする。

(研修の名称)

第2条 Fujiアカデミー介護職員初任者研修

(研修課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程（通信）

- 2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内及び山梨県の一部、神奈川県の一部とする。
※山梨県の一部とは、北杜市、北都留郡、上野原市を除き、教室に通学できる範囲内とする。
※神奈川県の一部とは、足柄上地域、西湘地域、湘南地域で、教室に通学できる範囲内とする。

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「Fujiアカデミー介護職員初任者研修 研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間は概ね3ヶ月とする。

(実習の活用)

第6条 本研修においては、実習の活用を行わないこととする。

(講師氏名)

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「Fujiアカデミー介護職員初任者研修 講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第8条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第9条 研修時間数は、別紙3「Fujiアカデミー介護職員初任者研修 カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修終了の認定方法)

第10条 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第11条 受講申込手続きは以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を株式会社サン・プランナー(以下「事業者」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

なお、委託研修等については、その都度募集案内等において定める。

(1)受付期間

開講日の概ね4週間前から受付を始め、開講日の前日で締め切る。

(2)申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、事業者に郵送またはFAX、ホームページより必要事項を記入して申込を行う。

(3)受講決定通知書等

事業者から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第12条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

なお、委託研修等については、その都度募集案内等において定める。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1)受講料 | 115,500円 |
| (2)テキスト代 | 受講料に含まれる |
| (3)傷害・賠償保険料 | 受講料に含まれる |
| (4)補講料 | 講義及び演習(無料) 修了筆記試験再評価 (1,000円/回) |
| (5)再交付手数料 | 修了証明書再発行 (1,000円/回) |

(返金について)

第13条 受講申込手続完了後の返金を行わないこととする。ただし、テキスト到着後8日以内であれば受講を取りやめることができ、全額返金することとするが、テキスト返却時の送料は受講者負担とする。

また、テキスト返却時、テキストなどに著しい破損や汚れがある場合は実費を請求できるものとする。

なお、受講中の途中退校や試験不合格等で受講辞退する場合の他、受講を取消しされた場合も返金を行わないこととする。

(保険加入)

第14条 損害保険ジャパンの塾総合保険は、全ての受講者が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講料に含まれるものとする。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第15条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る料金は無料とする。

(使用テキスト等)

第16条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

株式会社日本医療企画 出版
介護職員初任者研修課程テキスト

(受講取消)

第17条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。

- (1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2)研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3)受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者
- (4)その他、事業者が不相当とみなした者

(退講)

第18条 第17条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第19条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第20条 事業者は、第10条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める修了書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第21条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「F u j i アカデミー介護職員初任者研修 修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

なお、第12条(5)のとおり、再交付手数料が別途必要となる。

(個人情報管理)

第22条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成25年 7月 1日から施行する。